株式会社　東名

定　　款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社東名と称し、英文では、ＴＯＵＭＥＩ　ＣＯ.，　ＬＴＤ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　電気通信事業法に基づく電気通信事業

（２）　電気通信機械の販売及び賃貸業

（３）　電気通信事業法による通信事業者の代理店業務

（４）　電気通信工事業

（５）　電気機器、電気設備の販売及び施工

（６）　各種通信サービス、電話サービスの取次業務

（７）　古物の売買並びにその受託販売

（８）　損害保険代理店業

（９）　生命保険の募集に関する業務

(10)　労働者派遣事業

(11)　インターネットのホームページの企画立案、制作及び保守に関する業務

(12)　インターネット情報サービス

(13)　コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェア、事務機器、事務用品の販売、保守並びにレンタル、リース及びその仲介

(14)　不動産賃貸及び管理業

(15)　広告代理店業

(16)　太陽光発電事業及びその管理・運営

(17)　空調機器・冷凍冷蔵機器等空調関連設備一般に関するコンサルティング並びに空調関連商品及びその周辺機器・部品の販売、施工、保守及び賃貸

(18)　各種料金の請求収納代行業務

(19)　ガスの販売の媒介、取り次ぎ、代理業務

(20)　ガス機器及びガスに関する冷暖房設備機器、給排水設備機器、給湯設備機器の販売及び設置工事

(21)　飲料水（天然水、ミネラルウォーター等）の販売、取り次ぎ業務

(22)　給水装置及びこれに付帯する機器のレンタル、販売、取り次ぎ事業

(23)　電力の販売、発電、電力の供給等に関する管理及び運営並びにこれらに関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守及び賃貸に関する業務
(24)　グループ会社の経営指導並びに経営一般に関するコンサルティング
(25)　新エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、波力、バイオ及び廃棄物等）を利用した発電装置の企画、設計、研究、開発及び施工並びにそれらのコンサルタント業務
(26)　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を三重県四日市市に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。　ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、96,000,000 株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．　取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第 14 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第 16 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等の電子提供）

第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役は、９名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

２．　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．　取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は､会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 25 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２．当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第１項が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第 29 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 31 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 32 条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 34 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 35 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 36 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 37 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 38 条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２．当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項の定める限度額の範囲内で、責任を負担する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第 39 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 40 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計算

（事業年度）

第 41 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 42 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 43 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。

（中間配当金）

第 44 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 45 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

定款認証：平成９年 11 月 28 日
会社成立：平成９年 12 月 12 日
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 13 年９月１日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 13 年 12 月 10 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 14 年１月 25 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 17 年５月 31 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 17 年 11 月 29 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 18 年７月 12 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 18 年 11 月 29 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 19 年５月 31 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 20 年 11 月 27 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 21 年 11 月 27 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 22 年 11 月 29 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 24 年 11 月 29 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 25 年３月８日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 25 年 11 月 28 日）から施行する。

この定款の変更は、総会の議決の日（平成 26 年 11 月 27 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 27 年３月 30 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 29 年 11 月 29 日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（平成 30 年 11 月 27 日）から施行する。
この定款の変更は、株式分割の効力発生の日（平成 30 年 12 月 14 日）から施行する。
この定款の変更は、株式分割の効力発生の日（令和２年年１月１日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（令和４年 11 月 25 日）から施行する。
この定款の変更は、株式分割の効力発生の日（令和６年９月１日）から施行する。
この定款の変更は、総会の議決の日（令和６年 11 月 27 日）から施行する。
この定款の変更は、株式分割の効力発生の日（令和７年９月１日）から施行する。